

## 東日本における市町の構成と常設店舗の成立過程

## —近世町家の地方形式に関する史的研究—

主査 大場 修\*<sup>1</sup>委員 石川 祐一\*<sup>2</sup>

キーワード：1) 近世, 2) 東日本, 3) 町家, 4) 店, 5) 市町,  
6) 住宅史, 7) 民家, 8) 農家, 9) 市店, 10) 町続き

## 1. はじめに

日本の伝統的な都市住居である町家は、一般には京町家を代表にあげることが多い。事実、最も長い歴史をもち、その形式は歴史的に他地域にも大きな影響を与えてきた。少なくとも近畿及び西日本の近世町家は、京町家と同質の形式を備えている。すなわち、主屋全体を1つの大棟で構成し、接道させ、内部は表に店を開き、裏へとのびる通り土間に沿って居室を配する形式で共通する。この建築構成は、妻入・平入の違いや外観の地方色はあるにせよ、西日本における町家の普遍的形式である<sup>21)</sup>。

一方、関東から南東北地方の町家には、主屋裏面を表通りに向けつつも、通り土間をもたず外通路を主屋の脇に設け（外通路型<sup>22)</sup>）、そこから主屋へ平入りに入る形式や、その主屋の前面に棟を違えて店棟を接続させる形式（同地方に発達した土蔵造りの町家もこれに含まれる）が見いだされる<sup>23)</sup>。この町家形式は、近畿地方及び西日本の町家形式と比較すれば甚だ異質である。この種の町家形式が東日本に独自の地方形式であることは、すでに分布論的検討により明らかにしている<sup>24)</sup>。

町家形式のこのような東西間の著しい地方差は、農家のそれと比較すればより顕著でありながら、あまり注目されることは少なかった。そんな中で宮本雅明・中川等両氏は、会津若松の町家を取り上げて、主屋（近在の農家と同様の平面をもつ）に店棟を付加した東日本に特有の町家形式が、定期市経済の存続を背景に、常設店舗の成立が西日本よりもかなり遅れたために成立した、と指摘する<sup>25)</sup>。玉井哲雄氏も、京町家を始めとする京都型町家に対して、この種の町家を非京都型町家と呼び分けた上で、宮本・中川両氏の論考を引用しつつ、中世から近世初期にかけて非常設店舗を取り込む形でこのような町家形態が形成されたとする<sup>26)</sup>。市場商業との関係に着目したこれらの指摘は大筋で首肯されるものの、遺構

や史料の年代的制約もあって仮説的な推論に留めている。また、伊藤裕久氏も近世東日本における在方市町（在郷町）の空間形成から町家形成を論じて注目されるが<sup>27)</sup>、町家の建築形式に対しては概念的な把握に留まり、具体的に描くには至らない。

すなわち、市店を主体とする市場経済の下で常設店舗を備えた町家建築がどのように成立したのか、具体的な形成過程については検討の余地を多く残している。

そこで本研究は、東日本に特有の町家形式の成立過程を実証的に解明することを目的とする。そのために、東日本一円の市場文書や絵図を収集し、これらを基礎史料として、近世市町の空間構成を明らかにするとともに、市町及び市町周辺における町家形成を具体的に把握する。さらに常設店舗の成立過程を間取り絵図や町家の遺構調査を通して建築史的に示したい。これにより、京町家あるいはこの種の西日本的な町家を日本の伝統的な町家形式と安易にみなして、東日本を含む日本各地での町並保存や修景を行う際の一律のモデルとされることが少なからずある現状に対して、日本列島の町家には東西間の差異を軸として地方形式が顕著に存在し、それは都市形成と密接な関係にあることを明確にしたい。

## 2. 市見世の構成と市立て空間の構造

まず、東日本各地における市場集落の空間構成を諸史料から復元的に検討する。盛岡藩士横川良助が19世紀前半に編集した『見聞随筆』には、盛岡城下町（女町）の元禄初期（17世紀末）の市場割が記されている（「女町市立之図」<sup>28)</sup> 図2-1）。盛岡城下では、成立期当初には常設店舗をもつ商人だけでは取引量が少なかったため、町商業の振興策として市を開き、これを奨励したという<sup>29)</sup>。

絵図の中には「此通ハ見世下也」とあり、「八百屋」

\*<sup>1</sup> 京都府立大学人間環境学部 助教授\*<sup>2</sup> 京都市文化財保護課 文化財保護課技師



世は各地の史料に見いだせる。1例を示せば、会津藩熊倉村（福島県喜多方市）の宝暦5（1755）年の史料には、「熊倉村米市之度毎商人入込、内見せ外見せニ而商売仕候」<sup>216</sup>とあり、米市の市店は「内見せ」と「外見せ」とに区別され、両者が共に「入込」商人による営業であったことがわかる。八幡山町（埼玉県児玉町）における嘉永4（1851）年の「市場出入済口証文」には、「内見世与唱ひ他所商人江見世を貸し又者庭見世与唱ひ中見世を張り商ひい多し候儀ハ已来差止可申事」とあり<sup>217</sup>、内見世が市日に見世（常設店舗と考えられる）を他所の商人に貸すことを指していることが知れる。また、足利町（栃木県足利市）の安政6（1859）年の願書<sup>218</sup>には、「今般三市場之内敷居内見世之儀ハ、不残定見世御免ニ相成候趣承知仕候」とあり、内見世が敷居の内に位置し、町家内部を指す店であることが確認できる。しかし、内見世はあくまでも市日に設けられる市見世の1形態であり、常設店舗、すなわち次に検討する「定見世」とは異なり、両者は区別して用いられていることも明らかとなる。

### 3. 定（常）見世の存在形態

出羽国谷地本郷（山形県河北町）の宝暦12（1762）年史料には、「定見世懸見世並内見世より外ニ差置間敷候」と「懸見世」「内見世」に加えて「定見世」の呼称が用いられる<sup>219</sup>。下総国佐原村（千葉県佐原市）の寛保元（1741）年の史料には、「常店之者共市立テ不申日も相應之商賣仕来申候所ニ（以下略）」とあり<sup>220</sup>、「常店」が常設的な店舗（＝町家内部であろう）であることがわかる。

下総国本石下村（茨城県石下町）は近世を通じて六斎市が開かれた市町である。同村の市の様子を知る天保14（1843）年の「本石下村市場商人渡世向調帳」（以下「渡世向調帳」）は、市日に出店される見世を書き上げたもので、商売品目と出店者の居住地が記載されている<sup>221</sup>。また同年の「本石下村市場議定」（以下「議定」）は、市場についての取り決めを記した市定めである<sup>222</sup>。「議定」には、「銘々屋敷地先え村内并他村商人共参り見世掛候節、地代店賃杯請取不申万事实意ニ世話致遣可申事」とあり、これより本石下村の市日には、屋敷前面に商人の見世掛けが行われたことがわかる。また、同史料には「市日之節市場之外ハ内商仕間敷候事」とあることから、「内商」を行う、すなわち常設店舗の存在と、市日には市場以外の常設店舗はその営業が規制されていたことがわかる。

資料3-1は「渡世向調帳」の記載の一部である。

本石下村の市場は「愛宕山権現」の西側、東側、裏側に区分され、「渡世向調帳」からは「三郎兵衛」「伝左衛門」など屋敷主の各屋敷の地先に商人が見世掛けしていることがわかる。「西原」「上石下」は本石下村周辺の集

愛宕山権現			
西側			
三郎兵衛	一 あま酒	西原	平七
伝左衛門	一 青物	居見世	同人
にこり	一 にこり	西原	五左衛門
一 まんちう	一 にこり	同	広吉
		上石下	伝六

資料3-1 「渡世向調帳」（一部）

落名なので、「三郎兵衛」の屋敷地には西原集落の「平七」が見世を開いていることになる。「伝左衛門」屋敷の4軒の見世には「居見世」が含まれ、屋敷主自身店を出していることもわかる。同史料から市見世を書き上げた（表3-1）。表中「居見世」が17件現れる（玄法庵を除く）。その出店者が屋敷主以外の場合は、他の商人が「居見世」を「店借」していることになる。つまり、「居見世」は屋敷主の出店ではなく、屋敷内の常設的な店と解釈すべきで、「議定」にみる「内商」と同義と考えられる。また、表中に「平十郎」屋敷に「荒物」の見世を張る「新石下油店 園吉」の存在は、「議定」が定める、市日における他町での「内商」（常設店舗営業）の営業規制と対応し、他集落に常設店舗をもつ商人油屋が本石下村の市に仮設的な店舗を開いたものと推察される。

以上のことから、本石下村の市を構成する商人は、常

表3-1 本石下村市見世一覧（天保14年，1843）  
（「本石下村市場商人渡世向調帳」より）

愛宕山権現 西側			
屋敷主	商人居住地/名前	商売内容	
三郎兵衛	西原 平七	あま酒	
伝左衛門	居見世 西原 西原 上石下	同人 五左衛門 伝六	青物、にこり、まんちう、にこり
小左衛門	居見世 上石下 向石下	同人 伝左衛門 吉兵衛	青物、豆蔵、居見世、青物
藤兵衛	中石下 小兵衛		穀物、わた
辰左衛門	西原 藤左衛門		からし
伊兵衛	居見世		穀物
弥兵衛	居見世		穀物
玄法庵	居見世 居見世 居見世 川村 新石下 新石下 宮田	太市 幸助 与五左衛門 惣左衛門 文平 伝左衛門 庄吉	にこり 古金 青物 水油 穀物 金物
藤前	居見世 新石下 向石下	居右衛門 住右衛門 栄吉 嘉右衛門	にこり 魚壳 塩
久右衛門	居見世 大塚村 家原村 小保村 三原村 加賀 新石下 榎木	同人 政次 武平太 忠助 金次郎	たはこ 青物、にこり、魚類
喜兵衛	大塚村 内府村 小保村 三原村 加賀 新石下 榎木	利兵衛 幸右衛門 左兵衛 太十郎 伝左衛門 四郎右衛門 巳之助 清助	種物類 生か 古書 紙手拭 かつみ研 かつみ研 まんちう 手紙、熊手紙
平十郎	居見世 新石下 新石下 新石下 新石下 新石下 新石下 新石下 新石下 新石下	同人 万作 藤吉 園吉	古金 米織、小體物 たはこ 産物
五郎左衛門	居見世 西原 中石下 新石下 志原村 家野原村	茂左衛門 七左衛門 一右衛門 藤兵衛 久盛	産、穀物、にこり、青物、からし、にこり、すめりうり、産物

愛宕山権現 東側			
屋敷主	商人居住地/名前	商売内容	
伊八郎	居見世 居見世	民藏 廣助	たはこ 香や
八まん	居見世 中石下 店借 西原	友吉 辰蔵	仕立物 木綿類
弥右衛門	居見世		下太
藤兵衛	居見世 上石下	同人 利右衛門	にこり
利兵衛	小保川 伝吉		かこ、熊手
藤左衛門	羽子村 向石下	吉五郎 弥次	香具 居見世
彌兵衛	上郷 三原 上郷 新石下	富五郎 増盛 仙吉 栄作	青物 魚類 穀物
伝右衛門	吉田村 新石下	同人 八兵衛 八十松	製糖 熊手、ほうき
平左衛門	新石下 新石下 中石下 居見世	同人 藤兵衛 栄次 藤右衛門 平右衛門	湯屋、泊屋 古産物、万石 とうもろこし、居見世 定食、はっかけ
武右衛門	居見世		からし

愛宕山権現 裏			
屋敷主	商人居住地/名前	商売内容	
仙助	榎木村	藤五郎	あめ
弥右衛門	居見世		小願物類、其外
弥右衛門	新石下 栗野原	定吉 六蔵	まんちう にこり
左平太	中石下 新石下 居見世	藤兵衛 新石下 藤右衛門 藤右衛門	まんちう あげ物 餅り糰
藤兵衛	皆兼村 居見世	金左衛門	木綿、紙類、にこり
久兵衛	上石下 上石下 新石下 新石下 新石下 三原村	住右衛門 作右衛門 新石下 藤兵衛 山兵衛	産物 魚物 魚物 もちかし 産物

設店舗（＝居見世）を営業する家持や店借の商人に加えて、周辺集落の市場商人による市見世（＝農間商渡世）で構成されること。全出店数83軒の内、市見世（非常設店舗・周辺農村の居住者）が64軒を占め、本来の町並を形成する居見世（常設店舗）は17軒にすぎないこと、が知られた。在方の市町では、江戸末期においても商業活動の主体はなお市見世が占めていたことになる。

なお、市見世の出店者が市町内に定着している事例もある。安政6（1859）年下野国足利町（栃木県足利市）では「裏借家にて其地先へ日々罷出并に六斎に罷出候」とあり<sup>223</sup>、町内の裏借家に居住し、地先での商売や市への出店を専らとする小商人の存在が確認できる。市店などへの出店の専門化の例であり、市場経済が幕末も依然隆盛であり、専門的な市場商人の集積のほどが窺える。

#### 4. 市日における定見世の営業規制と営業形態

では、市見世を主体とする市町において、常設店舗である定（常）見世は市見世とどのような関係にあるのか。常陸国野口村の元禄5（1692）年の「野口村市掟連判帳」には「常見せ棚余町市日ハ上部開於家内可商売、相背下部迄閑候敷於外商売候ハク、為過代青銅三拾疋可出之事」とある<sup>224</sup>、すなわち野口村の他市（「余町」）の市日にて、「常見せ」は上部のみを開けて家内で商売することとされ、下部を開けたり屋外での売買は禁じられていたことがわかる。信濃国笹平村（長野市）の元禄7（1694）年の市場出入りの証文にも、「上市日ニハ下町ニて見せ下しとめおろし、下市日ニハ上町ニて見せ下しとめおろし、市場ニて商売仕筈ニ相定立来り申候」とあり<sup>225</sup>、相手方の市日には下部を閉じること、売買は市場に出て行うことが定められていた。

会津藩領高田村（福島県会津高田町）でも、宝暦5（1755）年「宝暦年中市場之儀ニ付被仰渡御堅書之写」では、「市場ニ無之場所之見世持共者上部計壱間明ケ置、一切商売物仕間敷事」とあり<sup>226</sup>、市日に当たらない場合は、見世の戸は上部を一間分だけ開けることになっており、商売は一切禁じられている。

下総国佐原村（千葉県佐原市）は、銚子から利根川を上る水運の江戸方面への積替え基地として栄えた市町である。前節でも一部取り上げた寛保元（1741）年の市場出入りに関する史料から、同村における市日の「常店」営業が市場争論の原因となる様子がみえる<sup>227</sup>。

（一）「右御文言ニ市日立、前々宿之外脇ニて商人壹人も付申間鋪（中略）依之上宿組市日之節は、下宿、横宿河岸通之常店は戸をさッせられ、壹錢之商賣も不相成候」

（二）「常店之者共市立テ不申日も相應之商賣仕来申候所ニ、市日と申候えは右之趣を以戸をさッせられ、常店ニて壹錢之商賣仕候ても、押込段込賣物奪取、喧嘩口論

及數度、徳居賣買難成至極難義仕ニより、正徳年中上宿名主七右衛門、古名主権之丞以相談、大店ハ鏝三百文、小店ハ百文五拾文ツク、壹ケ年見世賃となそらへ為差出、平市ニ仕常見世商賣仕候所（後略）」

佐原村は六斎市をもち、上・中・下宿の三町で、月に2回ずつ市を開催した。（一）からは、下宿、横宿、河岸通に「常店」がみられること、市の規定のために上宿の市日に下宿、横宿、河岸通の常店が営業できないことがわかる。（二）では、常店がこれまで市日以外に営業を行ってきたことがわかるとともに、市日に少しでも営業した場合は「押込段込賣物奪取」等の妨害を受けたことが記されている。このため正徳年間（1711～1715）に名主が相談の上、常店より見世賃を払うことを条件に市日営業を認めることになったという。この史料は、この見世賃の廃止を要望する趣旨のものである。

こうした事例から、常店が市日以外（平日）に営業していたこと。常店は、市日では市見世と同様の扱いを受け、市日に相当しない地区の常店は営業できず、本来市場ではない地区の常店については、市日の営業は全く認められていないことが知れる。しかし、こうした争論の繰り返しは、市場側の抵抗にも関わらず、市場外の常店の市日営業が恒常化しつつあったことを物語っていよう。

これ以外にも、市日における定見世への営業規制は、各地の史料に現れる（表4-1）。この表からは、17世紀末には東日本の各地の市町に定見世という呼称を見いだすことができ、少なくともこの時期、常設的な店舗施設をもった町家が成立していたことがわかる。しかしながら、東日本各地では、定見世の成立によって、すぐさま常設店舗商業へと移行したわけではなく、その後も定期市が重要な商業形態として存続したことは、前節で検討した天保14（1843）年当時の下総国本石下村の「渡世向調帳」などからも明らかである。定見世は市ではむしろ異質な存在であり、市側としばし衝突が生じたことが諸史料から知りえた。定見世はこうした市の支配に反発、時に妥協しつつも、営業の既成事実を積み重ねることで、市の商業機能を次第に奪っていったと考えられる。

#### 5. 農村部における町場と町家の形成

幕藩体制下の商業政策は商農分離を基本とするために、農村部での商業活動を抑制するとともに、城下町商業に特権を与え領内の商工業の統制を図ろうとした。しかし、18世紀後半以降、手工業技術の発展を背景に農村部への商品生産の外延化が急速に進展することで、新たな商品流通や市場が形成され、在方の商人や農間小売商（農間商渡世）が出現し、都市に接続する農村部に町並（町続き）が新たに作られた<sup>228</sup>。町続きの発展は、町方に対して税負担が軽く、農村消費者と城下町との地理的中間点に立地する地理的有利性によるが、結果、既存の町方

表4-1 市における定(常)見世に対する営業規制一覧

町名	年代	名称	規制内容	原文内容	出典	
埼玉 東京	1688	与野町 八王子町	定見勢 定額	市日も通常通り営業可能 他の市日には市に見世を出す	定見勢店売者其通二可仕候事 定額之者市場へ出可申手形取替之申候。然所二八幡宿、八木宿、横 町定期之市場へも不罷出、其場所ニ而商売仕候 常見世朝余町市日ハ上郡開於家内可商売、相背き下郡迄開候敷於外 商売候ハ為過代賣額三拾可出之事 内売買敷屋、塩屋、肴屋、茶屋、綿屋先規之通無標指仕候	『与野市史・中近世史料編』(1982) p867 『八王子市史・下巻』(1967) p571
茨城	1692	野口村	常見世	上郡開き家内で商売 (下郡を開け外商売は不可)	『茨城県史料・近世社会経済編IV』(1993) p281	
長野	1693	小布施村	敷屋等	争論の結果一部商品を除き営業可	『長野県史・近世史料編 第八巻(二) (北信地方)』(1976) p662	
長野	1694	笹平村	定見世	下郡を上げ商売しない (一部商品営業可)	『長野県史・近世史料編 第七巻(二) (北信地方)』(1981) p340	
新潟	1695	亀田町 鹿沼宿	定見世 居見世	定見世之儀ハ古来之通市場ニ而無之所も不苦事 市日ニハ寄商人居附候商人共二品販之通相守、勿論五二居見世ニハ 妻子等差置、品販之品々ハ持出商候様ニいたし(後略)	『亀田の歴史・資料編』(1990) 『栃木県史・史料編(近世一)』(1974) p640	
千葉	1741	佐原村	常店	戸を閉ざし商売不可	『千葉県史料・近世編 下総国・上』 (1958) p100	
茨城	1754	水戸町	表店	七軒町市日ニ在々市日 持来ル木綿類卸仕商仕候者共(中略)小売 と違おし売仕候者ハ相対を以問屋村仕候敷ハ表店借賃	茨城大学付属図書館『茨城大学付属図書館 郷土史料双書一(一)茨城大学付属図書館蔵 水戸下市御用留(一)』(1991) p7	
福島	1755	高田町	見世持	上郡一問開き商売は不可	『金津高田町史・第三巻 近世(資料編II)』 (1995) p571	
山形	1762	谷地本郷	定見世	定見世懸見世並内見世より外ニ差置間敷候	『河北町誌編纂資料編・第6巻』(1958) p13	
新潟	1807	見附町	(居宅)	市日ニ相成候而も売買之儀居宅ニ而者仕兼(後略)	『見附市史資料I』(1981) p267	
群馬	1752	前橋町	問屋	米雜穀問屋、煙草問屋の市間営業 願ひ 市日計賑い間二者通用殊之外無数、依之御願申上候者米雜穀問屋并 (中略)多葉粉問屋右両棟並為印付被下度奉願上候	『前橋市史・第三巻』(1975) p120	
長野	1835	大門町	本見世	市日の本見世の差し障りになるた め見世は道の中央で営業	『長野県史・近世史料編 第七巻(二) (北信地方)』(1981) p731	
茨城	1843	本石下村	居見世	市日に「内商」は不可	『茨城県史料・近世社会経済編I』(1971) p349	
群馬	1843	桐生本町	定見世	他所商人に定見世を貸さない旨の 触書	『群馬県史・資料編15 近世7』(1988) p642	
埼玉	1851	八幡山町	自宅之者	糸屋、ふる肴屋、太物屋、八百屋、肴屋、右濱世致候商人六斎罷越 候者市場江相立申候(中略)定見世決而かし申間敷候	『児玉町史・近世資料編』(1990) p492	
新潟	1859	足利町	定見世	内見世并自宅之者共双方共市場江諸品持出し賣買仕候 敷居内見世之儀ハ不罷定見世御免ニ相成候趣承知仕候	『栃木県史・史料編(近世五)』(1979) p500	
岩手	*	盛岡町	見世店	市日ニハ懸置候者は家々ニ而見世店張候儀御法度不残市へ相出家 の商売御差留 *元禄初期	『盛岡市史・第三巻』(1979) p17	
山形	*	米沢町	常店	当秋之日市と名付第一般物を商本と仕、常店之外雜ミセ小屋を掛 *寛延~天保年間(1748~1843)	『山形県史・近世資料I』(1976) p808	

商業の衰退をまねき<sup>29)</sup>、町方と町続きとの対立構造を生み出す要因にもなっていた<sup>30)</sup>。以下、近世後期以降の町続きなど本来の町場以外の地域における町場形成と、常設店舗を構える町家の形成過程を明らかにしたい。

信濃国上田城下町(長野県上田市)の宝暦12(1762)年の「在町商物一件留」には、「近来上田町続往来町並ニ罷在候百姓、市町同様ニ暖簾掛又者店商致ニ付、自然与市場商売ニも相障候趣相聞候」<sup>31)</sup>とあり、城下の町続きの村方で暖簾掛けをし商売を行う百姓家の様子が窺える。この史料は、上田城下町の商人らが、百姓家の商売行為と暖簾掛けの家作行為を槍玉にあげ、城下の市商売に差し障ると、藩に対して差し止めを願ひ出たものである。

信濃国高遠町(長野県)近郊の各村においても同様の例が見いだせる。「農民之本体を失ひ耕作を賤しみ龍中、入野谷、藤沢、春近郷近頃振売古手商人夥敷有之兼々申渡置掟を相破り廓を出し家名を唱へ店売致し或は他国より多数仕入物等いたし全く町家同様に取扱作間渡世を致申立」(文政6(1823)年頃)<sup>32)</sup>とあり、これら村々で「廓」を出し「家名を唱へ」すなわち暖簾や看板を立てた店売りが「町家同様」とみなされている。

信濃国稲荷山町(長野県更埴市)の「乍恐以上書奉願上候」(幕末期)には、次のようにある。「近来御料所御私領所不限在村々山中村々百姓家ニ至迄耕作之外ニ諸商ひ仕候様ニ罷成候ニ付、當宿方におもて者弥以商人多分罷成、三四拾ヶ年迄ハ表を塗家ニ致置候者茂追々壁取拂商家ニ取繕諸商売専渡世仕候」<sup>33)</sup>。すなわち、3~40年前までは、表を「塗家」すなわち壁で閉ざしていた農家が、壁を取り払って商家に改造されたことがわかる。

また、越後国一之木戸村(新潟県三条市)では、市町である三条町に隣接する農村であるにもかかわらず商売を行う者が目立ち、天明元(1781)年以来、三条町との

間で争論が続いた。嘉永6(1853)年、争論は決着し、品目を限って商売が認められることになった<sup>34)</sup>。以下は、同年の史料である。「一之木戸村之者共ハ田地を潰し商家を取建、又者町名等相唱儀侯者、前々御触之趣も有之旁不相当ニ有之」「今更一之木戸村ニ而御裁許以来建増候家居者不残庇取払、農家造ニ引直シ稼方之儀も草履、草鞋以下拾五ヶ条等之類与有之候上者、右品ニ限り其余之商稼差止度与之申者不都合ニ有之」<sup>35)</sup>。

すなわち、同村では田地に「商家」を建て町名を唱えていたが、これが禁じられ、先年の裁許以後に新築された「商家」については、家の庇を取り払い「農家造」に直すことが取り決められている。ここでは「農家造」とは庇の無い建物を指し、庇の存在が「町家」として認識されていたことがわかり、「農家造」の住居に庇を差し掛けて商売をしていた状況が推察される。

こうした市場と町続きや村方との争論・争議は各地の史料にみることが出来る(表5-1)。同表から、村方における家作や商売の例が18世紀半ば以降顕著に増加し、安藤精一氏ら先学の指摘と符合することがわかる。また、家作の場所として「道端」や「往来道際」などと記され、道に接して店を増築する様子が推察される。このような通りに面して店をもつ家作に対して、同表からは「町家同様に家作」(新潟県下興田新町, 1777)を始め、「町屋家作」(新潟県桂村, 1778)、「町方作り之家」(新潟県袋津村, 1846)などと、様々に呼んでいることがわかる。このような状況をさらに検討してみたい。

会津藩永井野村(福島県会津高田町)は村方で、市をもつ高田村の隣村であった。ところが、永井野村内で店商売を行う者が目立つため、高田村との間で市場争論が発生した。文政5(1822)年「文政元寅年以来諸商売方之義ニ付永井之村より申出候廉々御尋ニ付答書」には、

永井野村の店商売の様子が次のようである<sup>236)</sup>。

「永井野村ニ而ハ近來鉛、菓子、饅頭共ニ勝手ニ渡世仕候」「諸問屋、升秤目之商売、市場之外古来より御停止之趣を以、文化十四丑年改而一統江御触面も御座候処、永井野村ニ而ハ諸事自由ニ仕罷在申候」「永井野村ニ而近來外小屋を掛ケ、市場同様之商売仕候、勿論盆暮ニハ作園物其外往来江取攤商売仕候」

これによれば、同村では菓子・饅頭など小商いに留まらず諸々の問屋も存在し、その家作は「外小屋」すなわち主屋の外に店を設けて市店さながらの営業活動を行っていたと述べている。さらに、同史料には永井野村の家作の様子が通りの東西に分けて記載され、東側分13軒、西側分は中途欠文ながら6軒が確認される(表5-2)。これより同村の大方の家について、世帯主名・家作の内容・家作の時期・世帯主の前居住地などを知ることができる。

まず、家作は文政5年から遡り50年程以前から見え、店商売の開始は過去10年間以内に顕著になる。すなわち、同村では18世紀後半より農間商渡世が現れ、19世紀始め以降その傾向が顕著になることが確認される。

家作内容は、具体的な記述例を以下に書き上げる。

「市郎右衛門、此者元屋敷寅松と申者ニ而武拾間計後ニ御座候処、去々年中往来之際へ新屋敷を築、家作仕商売仕候」「忠右衛門、(中略)、新家作仕候者ニ而鹿蔵と申者先祖、兩人より次第ニ永井野村家数増長仕候由老人共物語仕候、尤忠右衛門家宅ハ道より二間計引込罷在申候、当年新ニ普請仕、道端へ店張出シ広商売仕候」「兵七、此者元屋敷先年売払候者ニ御座候所、去年中町並より引込候家へ建継、新店差出、あら物、小間物其外品々商売仕候」。

まず、市郎右衛門の家は、元来往来から約20間下がった位置に建っていたが、文政5年の2年前に往来の際に新築し商売を始めている。忠右衛門の家は、道より約2間引き込んだ位置にあったが、この年(文政5年)に道端へ店を増築し商売を始めたという。兵七も同様に、前年に通りより引き込んだ家へ新たに店を「建継」いだ様子が窺える。また、往来を「町並」と呼んでいることから、当時すでに少なからぬ店が連なる状況が推察できる。

忠右衛門の場合は、道から主屋までの奥行約2間の間に店を建て増した。兵七の例でも、本来道から後退して

表5-1 市場と町続き、村方との市場争論事例

村名	訴え方	年代	分類	原文内容	出典
新編 群馬 福島	高山村 川原宿 長原村他	亀田町 1715 小荒井村 1739	長屋 居棚 しとみ	長屋老軒只今高山分ニ仕度と申し(中略)町家願候 居棚ニ而少々売買/耕作之間二者(中略)階色見世ニ而売買 上しとみの業者不殊明ヶ屋...	『亀田の歴史・資料編』(1990) p225 『群馬県史・資料編13 近世5』(1985) p507 『喜多方市史資料叢書・第2集 手代木文書(旧小荒井村) II』(1982) p47
群馬 長野 新潟	原町外 塩尻村他 千手町村 下奥田新田	原町 1745 上田町 1762 長岡町 1766 新発田町 1777	畑に家作 暖簾掛 小見世出し 町場同様家作	畑ニ住居仕候上ニ、店之者共差置我仕申候 町並ニ罷在候百姓市町同様ニ業掛又者店商致候(後略) 小見世出し市懸飛箱を以家内渡世仕候者過分人数... 百姓家町場同様ニ家作いたし(中略)市場同様ニ売買いたし	『群馬県史・資料編11 近世3』(1980) p512 『長野県史・近世史料編第一巻(二) 東信地方』(1972) p231 『長岡市史・資料編2 古代中世近世一』(1993) p543 新潟県教育委員会「無形の民俗文化財記録・第2集 越後佐渡の定期市」(1977) p127
新潟 埼玉 新潟 新潟 福島 新潟 新潟 新潟 新潟 新潟 新潟 新潟 新潟	桂村 大塚村 上条村 横川村 (村橋) 永井野村 川治村 中野村他 飯田町近郊 平柳村新田 鏡津村 児玉村 一之木戸村 田嶋村 吉沢村	能生町 1778 小川村 1788 加茂町 1808 見世貸商 1814 高田村 1822 道上増築 1822 上野村 1822 日除雨おい 1823 高遠町 1823 高遠町 1828 飯田町 1845 平柳村 1846 亀田町 1851 八幡山町 1851 三條町 1853 三條町 1853 五泉町 1856	新町屋家作 道筋江新設二年々家作/階色商人市立候商人引請(後略) 市場江持出候商もの、近來上条村ニ而差留、見世貸商(後略) 宮平並ニ居屋敷内共ニ別棟相立候共(後略) 道端へ増築 外小屋を掛ケ/道端へ店張出広商売仕(後略) 小屋掛ケ同様日除雨おい致し階商人共江貸渡(後略) 町を出し家名を唱へ店売致し(中略)町家同様ニ取扱(後略) 村々道端ニ家ヲ建、御城下商売ヲウバイ、店ヲ出シ(後略) 新規問屋/書亮茶屋等追々出来/貸長屋追々取立(後略) 町方作り 町方作り 店先で商売 見世先往來ニ而(中略)人寄真似漢商ひい多し(後略) 増増候家居者不残取私、農家造ニ引直シ(後略) 新家取建頼布類其外諸商種をもいたし(後略) 五泉常市同様、路々常店を差出し商ひのみ相續(後略)	『新潟県史・資料編6 近世一』(1993) p635 『埼玉県史・資料編16(近世7 産業)』(1990) p733 『新潟県史・資料編7 近世二』(1981) p597 『蒲川原村史』(1984) p425 『会津高田町史・第3巻 近世(資料編II)』(1995) p573 『中里村史・資料編下巻 近世近代現代』(1987) p414 『高遠町史・上巻 歴史二』(1983) p199 『高遠町史・上巻 歴史二』(1983) p193 『栃木県史・史料編(近世二)』(1976) 『亀田町史』(1959) p256 『児玉町史・近世資料編』(1990) p491 『三條市史・資料編 第四巻 近世二』(1980) p270 『三條市史・資料編 第四巻 近世二』(1980) p269 『五泉市史・資料編(二) 近世I』(1993) p705	

表5-2 永井野村の家作状況一覧(文政5年, 1822)

(「文政元寅年以來諸商売方之義ニ付永井之村より申出候麻々御尋ニ付答書」より)

世帯主名	建築内容	建築時期	以前の居住地	原文内容
(東側)				
重八 庄兵衛 義助 門三郎 惣兵衛 忠右衛門	田地の中へ新規家作 新屋敷へ家作 新規家作 前隣居屋へ大工が借宅し、商売 新規家作 道端へ店を増築	44~45年以前 50年程以前 42~43年以前 近頃 4~5年以前 当年	親勇助の代に高田村より移住 牛沢村より移住 若松より移住 (越後大工) 忠右衛門方より分家 70年程前に先祖が道宗より移住	親勇助と申者代四十四、五年以前高田村より罷出、御田地の中へ新家作仕候 元牛沢村より五十年計以前引移、新屋敷へ家作仕候 元若松より引越候者ニ而四十二、三年以前新家作仕候 前隣居屋へ越後大工近頃借宅仕、給菓子等商売仕候 忠右衛門方より四、五十年以前新家作仕、分家ニ罷成申候 七十一年程以前より二丁計隔隣道宗と申所より引移新家作仕候者(中略)先祖 ノ道より二間計引込罷在申候処、当年新ニ普請仕、道端へ店張出シ広商売仕 屋敷元新兵衛申所者隣居所ニ家作仕置候を買取、四十年前忠右衛門方より 分家ノ七、八年以前より往來之際へ前隣居屋諸商売仕候 元越後大工ニ而廿年計以前永井野村へ借宅(中略)當春田地之中江新家作仕 先規商売之外築屋迄始申候 元堀込村之者ニ而、当年鹿蔵所持之御田地を買取家作仕、荒物、小間物、穀 物等色々商売仕候
栄助	往来の際へ店を新築	7~8年以前	40年程前に忠右衛門方より分家	
民右衛門	田地の中へ新規家作し、染屋商売	20年程以前に借宅商売	元越後大工	
治右衛門	田地を買取り家作、荒物等商売	当年	堀込村より移住	
鹿蔵 市郎右衛門 繁八 弥平治	新規家作 往来の際へ新規家作し、商売 新屋敷へ家作し、酒造を開始 新規家作	70年程以前 去々年 7~8年以前 18~19年以前	曾祖父代に白井作重郎方より分家 道より20間の屋敷より移住 喜兵衛方より分家 高田村より購入後、分家	曾祖父惣兵衛と申者代、郷頭白井作重郎方より分家新家作ノ七、八十年以前 武拾間計後ニ御座候処、去々年中往来之際へ新屋敷を築、家作仕商売仕候 七、八年以前喜兵衛方より分家(中略)新屋敷江罷出無味酒造仕候 元高田村之者鎌倉京院妹婿ニ相成、十八、九年以前新家作分家ニ罷成申候
(西側)				
清松 熊蔵 兵七	村端へ新規家作 道側へ店を増築し、荒物等商売	去々年 40年程以前 去年	若松より移住(義助の兄) 先年、元屋敷を売却	此者去々年新家作仕、村端へ罷出申候 元若松者ニ而義助兄四十年計以前罷出申候 元屋敷先年売払候(中略)去年中町並より引込候家へ建継、新店差出、あら 物、小間物其外品々商売仕候
喜左衛門 伊右衛門 長蔵	店商売を開始 田地の中へ新規家作し、商売 田地の中へ新規家作し、菓子商売	8~9年以前 当年 去々年	17~18年以前に喜兵衛方より分家 八木沢村より移住 若松より移住	十七、八年以前喜兵衛方より分家(中略)八、九年以前より専見せ商売仕候 元鹿蔵入八木沢之者ニ而、御田地之中へ新家作仕、當春より罷出色々商売仕 若松より引越ノ去々年中御田地之中へ新家作仕罷出、菓子あめ商売即商売仕

建つ主屋に店を建て継ぐ、すなわち接続して増築した。市郎右衛門の家では、往来から約20間と遠いことから、商売のために道際に新たに屋敷を構えて家作するなど、それぞれに店を家作する経緯が史料から明確になる。

要するに、忠右衛門や兵七の例は、主屋の表側に店を後補的に付加するという、村方あるいは町続きにおける町家の成立過程の一端を直接に物語っている。市郎右衛門の例からは、通りに接して新規に店舗を備えた主屋（町家）を家作する事例として注目される。

以上、18世紀後半以降、各地の町続きの農村部では、往来に沿って店部分を農家の主屋に新規に付加したり、農家を改造して常設店舗を設けることで町家化する例が多く見いだされ、町場が新たに形作られたことを各地の史料から明らかにした。このような町続きにおける新たな町場形成は、17世紀前半にはすでに常設店舗をもつ町家が存在していた城下町や市町など本来的な町場に対して、城下町や市町に限定されていた町家あるいは町家的な機能が農村部へと拡張されたことを示し、成立時期は甚だ遅いものの、町家形成の一端として注目される。

## 6. 市町における常設店舗の設置状況

本節では、市町における常設店舗の存在形態と町家形式の実態を、絵図史料からより具体的に検討する。そのために、市町の例として信濃国原村（現長野市南原地区）を取り上げ、絵図史料から、幕末期の家屋の平面プランを採取し、その中で店の設置状況に注目した。

原村は松代藩に属し、正保期以前と考えられる同藩の史料に六斎市として「原町」の名がみえ<sup>37)</sup>、藩から在方市町として認められていたと考えられる。原村の成立時期は明らかでないが、天文23(1554)年の川中島の合戦を描いたとされる『川中島合戦屏風』(和歌山県本)には、その名がみえる。この屏風は寛文年間の制作ではあるが、中世末にはすでに集落が成立していたと考えてよかろう。

慶長16(1611)年以降、北国街道の改修により街道は集落内をほぼ南北に走り、原村は街道に面した「間の宿」の街村集落として発達した。

近世原村の町並を復原するために、宿割図と「往来左右家別絵図」(写真6-1、以下「家別絵図」と呼ぶ)を用いた。両史料は年記を欠くが、他史料との比較から文

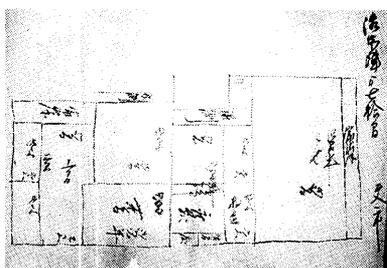


写真6-1 信濃国原村における住居平面事例  
(文久年間「往来左右家別絵図」より)

久年間の作成と考えられる<sup>38)</sup>。「家別絵図」は、原村の70軒分の家屋間取図であり、本陣を除く村内全ての家屋を網羅している。後述の遺構調査の間取りと対照してよく符合することから、「家別絵図」の記載は、当時の家屋の間取りを示す信頼性の高い史料と判断される。

本稿では、70軒の内、往来に面しかつ位置の特定される、街道西側分35軒、東側分28軒の計63軒を対象とした。これら住居の各間取りについて、絵図中の寸法表示に沿って図面化した<sup>39)</sup>(図6-1)。以下、この図に沿って店の間を中心と同村の町並構成を検討した。

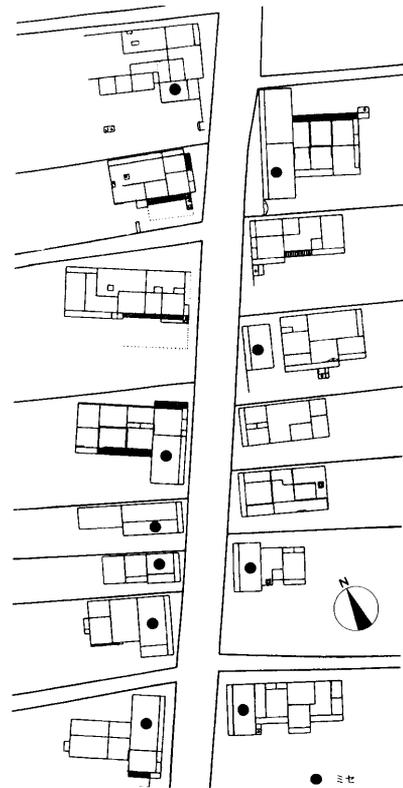


図6-1 原村の家屋配置復原図(部分)  
(文久年間「往来左右家別絵図」より作図)

まず、主屋の配置は、往来に対して桁方向を直行させ(妻面を往来に向ける)、かつ北側に寄せて南に間隔をとる。すなわち、主屋南庭に外通路が設けられ、主屋内には通り土間は設けないのが基本的な形態である。よって、往来に主屋の妻側を向けつつも、平入形式となる。

平面は多様だが、往来側(表側)に座敷と店を配し、裏手にカッテ土間をとる形式が多い。この平面構成は、店を除けば当地方の農家平面の典型であり、同村の民家も農家平面を基本とすることが理解される。

さて、絵図中「見世」の記載がある家屋は23軒。間取りから明らかに店と判断される4例を合わせると27軒である。すなわち、店をもつ民家は全体の4割に過ぎず、市町ではあるものの、幕末期でもなお純然たる農家が過半を占める町並であったことがわかる。

では、店をもつ民家に注目して、その設置形式を検討してみたい。まず、店を主屋の前面に通りに面して独立して設ける例が1例認められた（図6-2）。

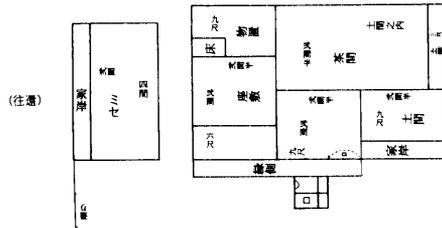


図6-2 店棟独立型の住居例：「忠左右衛門」家（「家別絵図」より作図）

主屋と通りとの間に店棟を増築したのであろうか。他の事例は、いずれも主屋前面の一部に店を設けるが、店部分の間口幅が主屋裏手よりも広く、平面形式や屋根形状がL字型あるいはT字型となるものが多い。L字型平面は、主屋から角屋が張り出す形式であり、T字型平面は主屋前面に棟違いの店棟が接続する家屋形式である。

L字型とT字型平面の家屋は、いずれも張り出した店部分が後の増築である可能性もある。いずれにせよ、この種の家屋形式は、東日本に特有の土蔵造りの町家などに代表される町家形式と共通する点で注目される。

また、絵図には「家岸」という呼称が現れる。これは一般に「雁木」と呼ばれる庇部分を示している。往来に面して「がぎ」を設けている事例は40例あり、この内の多くが店をもつ。つまり、店をもつタイプでは、大部分が「がぎ」を設けていることになる。この種の差し掛けの庇空間が市の際の市店としての機能の一端を担っていたのではなかろうか。さらに、絵図には「家岸取込」という記載をもつ例が1件ある（図6-3）。すなわち、庇が裏手の店空間に取り込まれとして一体となっている。同村に現存する明治以前の遺構では、庇下部分を屋内に取り込んだ例が多く、こうした庇下の取り込みが幕末期にすでに一部に見いだせる。

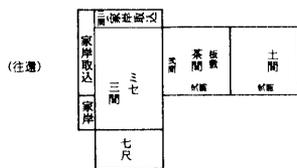


図6-3 「家岸取込」記載例：「喜兵衛」家（「家別絵図」より作図）

## 7. 市町における町家形式

前章では幕末期の原村を取り上げ、店をもつ家屋が純然たる農家住宅と混在して町並を構成すること、店をもつ家屋は農家型住居の表側に店棟を接続した形態をとるものが多いことを明らかにした。本節では、同村の現存遺構から住居形式をより詳しく検討したい。

「家別絵図」の該当範囲内で伝統的な外観を残す家屋

は、現在10棟程が確認され、事前調査からいずれも近世後期から明治初頭に遡る遺構と判断された。この内、店をもつ住居は5棟含まれていた。そこで、家屋形式の特徴をよく示す4例を選んで、当初形式を復原し、その後の変遷も含めて検討する。

### 7.1. 小泉家住宅（図7-1、写真7-1）

敷地は、19間半の大きな間口幅をもち、主屋妻側と土蔵が往来に面して配置されている。主屋は、茅葺寄棟で、梁行4間・桁行11間と規模は大きい。平面を復原すると、南側の庭より入る平入で表側に座敷を、裏手にカッテ土間を設け、純然たる農家型の形式をとることがわかる。この復原平面は「家別絵図」の間取り（「奥右衛門」）と符合し、少なくとも文久年間にはすでに存在していたことは確かで、19世紀前期の遺構とみなせる。

この種の農家型住宅の場合、往来に対しては座敷の側壁が面することとなり、外観は壁のみで閉鎖的であることが、同家住宅からも確認できる。この点は、店をもつ住居との明確な外観の違いであり、第5節で取り上げた信濃国稲荷山町の「乍恐以口上書奉願上侯」（幕末期）にみられた「三四拾ヶ年迄ハ表を塗家ニ致置侯者茂追々壁取拂商家ニ取繕諸商売専渡世仕侯」における表を「塗家」とする農家と対応する。同史料では、その壁を取り払って商家に改造されたことを示している。

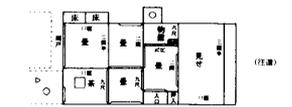
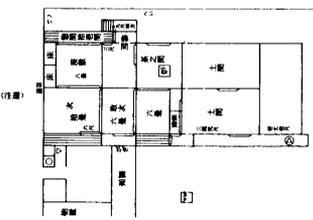
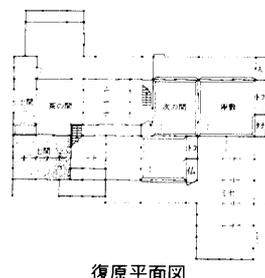
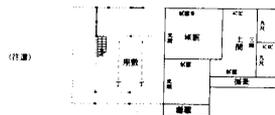
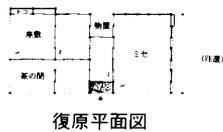
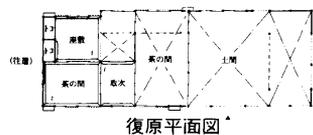
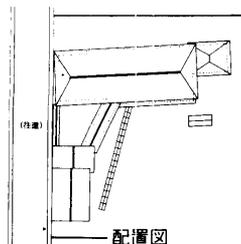
なお、小泉家住宅では、主屋と接続されて付属屋が通りに面して土蔵と並んで建っている。12畳の畳敷で、表側の間口全体が摺り揚げ戸による開口部となっていて、明治期にはこの部屋で木綿の売買を行っていたという。「家別絵図」では「物置」と記載されているので、当時からあったものを明治以降、店に改造したのであろう。

### 7.2. 井口家住宅（図7-2、写真7-2）

敷地の間口は約5間で、主屋は梁行3間半、桁行7間の茅葺寄棟の直屋で、敷地の北側いっぱいにかけて建つ。主屋前面は、通りに面して17畳半もの広い店を当初から設けるのが特徴であり（その後、店前面にさらに庇を設けている）、座敷は主屋の裏手に配され、先の小泉家住宅とは異なる構成をとる。この復原平面は「家別絵図」（「井之口」）とほぼ対応することから、幕末にはすでに商売を行っていたことが知られる。この事例は、店をもつ直屋形式の民家の典型例として注目される。

### 7.3. 吉川家住宅（図7-3、写真7-3）

間口7間半の敷地の南側に外路地を設け、主屋の現状は、通りに面して店棟を平入に建て、その裏手に平入の居宅部の棟をT字型に接続している。いずれも瓦葺で、外観は、店棟の棟上部に居宅部の屋根上部が角のように突き出す構成となっている。「家別絵図」の同家である「文市」にも同様に南に張り出す店棟が認められ、細部は改造が多く比較は十分できないが、文久年間すでに基本的な家屋構成は成立していたのであろう。



「家別絵図」(「奥右衛門」)より作図

「家別絵図」(「井之口」)より作図

「家別絵図」(「文市」)より作図

図7-1 小泉家住宅

図7-2 井口家住宅

図7-3 吉川家住宅

図7-4 大久保家住宅



写真7-1 小泉家住宅  
外観 (現状)



写真7-2 井口家住宅  
外観 (現状)



写真7-3 吉川家住宅  
外観 (現状)

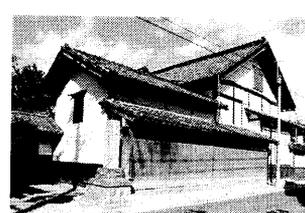


写真7-4 大久保家住宅  
外観 (現状)

さて、このような家屋形式を復原すれば、3段階の改造過程が判明する。すなわち、現状の建築は表・中・裏に大別でき、中の部分が最も古く、店棟がこれに次ぎ、裏手は近年の改築であることが知られた（そこで復原図の裏手部分は便宜的に絵図の間取りを借用した）。

重要なのは、店棟と裏手主屋との接続の経緯である。すなわち、店棟と裏手主屋とは構造的に別個であり、当初の主屋は中の部分で桁行が止まり、店部分は後の増築であることが確認された。店棟増築以前には、往来側の全面に奥行1間の下屋が設けられていたと推察され、店としていた可能性もある。その後、下屋を取り除き、平入の店棟を増築したと考えられる。店棟の表側は摺り上げ戸である。以上のように、同家からは、店棟が表側に増築された過程を具体的に知ることができた。

#### 7.4. 大久保尚志家住宅 (図7-4, 写真7-4)

明治6年の建造である（聞き取りによる）。主屋は通りに妻側を見せる瓦葺切妻屋根で、往来に面して南側へ平入の店部が鋸型に突き出している。敷地の間口約14間半で、店棟のさらに南側には門口も設けられている。主屋の平面構成は複雑に入り組むが、その基本構成は表に座敷廻りを配し、裏手にカッテ土間をおく農家型平面と

共通する。主屋の南前面に突き出した店部は摺り上げ戸で全面に開口されていた。同家は、明治の例であるが、主屋に店棟を角屋状に接続する例として注目される。

以上、調査事例は少いが、店棟の設置状況がみな異なり、農家型住居をも含めて、多様な家屋形式が抽出できた。すなわち、小泉家は、前座敷・後土間形式の茅葺主屋で、農家型の典型例である。主屋の表側に店を当初から組み込んだ事例が井口家で、茅葺農家がその形態を留めたまま店舗化した。その意味では、小泉家は農家型の主屋形態を留めて、店を別途付設した例でもある。一方、主屋の表側に店棟が後補的に付加された例が吉川家であり、その家屋形式に沿って当初から建てられたのが大久保家であるといえる。いずれにせよ、家屋形式の基本は農家型住居であり、店空間を主屋に包摂することで、常設店舗をともなった町家形式が成立した。

#### 8. むすび

本稿は、東日本各地の市場集落やその町続きを取り上げ、市場集落の空間構成を復元的に明らかにした上で、常設店舗の成立過程に着目して、東日本に特有の町家形式の形成過程を諸史料と遺構の両面から検討した。

その結果、まず市の際の市見世は路上中央、町家前面（庇下など）、町家内部（内見世）などに設けられ、このような市見世の営業形態には地域を越えた類型が認められた。また、定（常）見世（常設店舗）の存在も17世紀末の史料から確認でき、少なくともこの時期、市町に常設店舗をもつ町家が成立していたことがわかる。しかしながら、在方市町では近世末期に至っても常見世は少数で、営業形態の主体は市見世であった。しかも、常見世は他村の市日には下部を閉じさせられるなど営業が制限され、商売は市場に出て行くことが定められるなど、市見世と同様の扱いを受けていたことも知られた。

18世紀後半以降、商品生産が農村部へ外延するとともに、町方に接続する町続きに町並みが新たに形成され、町家的な商業機能が農村部へと拡張される。その過程で、農家の壁を取り払う、農家造りに庇を差し掛ける、道端へ店を建て継ぐ、商売のために道際に新たに屋敷を構えて家作するなど、既存の農家の改造や建て増しにより常設店舗を備えて農家が町家化する経緯を明らかにした。

さらに、幕末期の信濃郡原村の間取り絵図と構構調査から、店をもつ家屋はL型あるいはT型の屋根形式をもち、農家型住居を基本としつつその表側に店を付加することにより成立することを実証的に示した。

このような市町や町続きに見いだせる近世後期の町家形成は、その形式が結果として土蔵造りの町家などを典型とする東日本に特有の町家形式と同質である点は重要な知見である。おそらく、東日本型町家の成立過程は、本稿が描き出した近世後期における町家形成と同じ道筋を辿ったものと推察される。

## ＜参考文献＞

- 1) 山田美貴・大場 修「町家の外観形式の地方性—町家の地方形式に関する分布試論1—」『日本建築学会近畿支部研究報告集』p.1013, 1995
- 2) 草野和夫『近世民家の成立過程』p.202, 中央公論美術出版, 1995
- 3) 川越, 喜多方, 須坂, 村田などがその代表的事例である。(川越市教育委員会『蔵造りの町並—川越市伝統的建造物群に関する調査』1976年, 喜多方市教育委員会『喜多方の町並—伝統的建造物群保存調査報告書—』1980, 須坂市教育委員会『信州須坂の町並—伝統的建造物群保存対策調査—』1990, 日本ナショナルトラスト『村田の歴史的町並み』1994, 他)
- 4) 山田美貴・大場 修「町家の平面形式の地方性—町家の地方形式に関する分布試論3—」『日本建築学会大会学術講演梗概集 歴史・意匠』p.243, 1997
- 5) 宮本雅明・中川 等『伝統的都市集住環境の空間秩序生成に関する研究』住宅総合研究財団, 1990, 他
- 6) 玉井哲雄「町割・屋敷割・町家」『年報都市史研究2 城下町の類型』p.81, 山川出版社, 1994
- 7) 伊藤裕久「近世市町の空間構成—会津盆地の材方市町を素材として—」『年報都市史研究1』山川出版社, 1993, 杉森玲子「近世前期における市町の構造—上州下室田を事例として—」『史学雑誌』第105編, 第2号, 1996.12, 他
- 8) 『見聞隨筆』卷之七「女町市立之図」(岩手県立図書館編『岩

- 手史叢』第六卷 見聞隨筆 下, 1983, p.404)
- 9) 『盛岡市史』第三卷, 第四章, 1979
- 10) 『水戸市史』中巻(一), 第4章, 1968
- 11) 宝暦4年「寛政六年御用留帳」『茨城大学付属図書館郷土史料双書』一(一)水戸下市御用留(一), p.7, 1993
- 12) 吉田伸之「振売」『日本都市史入門・人』東京大学出版会, 1990
- 13) 『小布施町史』第6編, 1975
- 14) 「高井郡小布施村市場割図」(『長野県史』近世史料編, 第八巻(二), 北信地方, p.677)は, 年代不詳ながら, 宝暦4(1754)年の市場出入史料の訴訟人名と一致するので同時期と考えられる。
- 15) 元禄6年「高井郡小布施村市場売物出入裁定状」(前掲『長野県史』近世史料編, 第八巻(二), p.661)
- 16) 宝暦5年「熊倉村市立につき障申立」『喜多方市史』第五巻(下)近世資料編3, p.549, 1994
- 17) 「嘉永四年八月 市場出入済口証文」『児玉町史』近世資料編, 1990
- 18) 安政6年3月「市場取締につき足利買次仲間の足利藩への願書」『栃木県史』史料編(近世5), 1979
- 19) 宝暦12年「北口村記録 一札之事」(『谷地町に於ける市の変遷』『河北町誌編纂資料編』第六巻, p.13, 1958)
- 20) 寛保元年 伊能康之助文書『千葉県史料』近世篇, 下総国, 上, p.100, 1958
- 21) 天保14年「本石下村市場商人渡世向調帳」『茨城県史料』近世社会経済編1, p.345, 1971
- 22) 天保14年「本石下村市場議定」『茨城県史料』近世社会経済編1, p.349, 1971
- 23) 安政6年「足利市場出入一件済口証文」『栃木県史』史料編, 近世5, p.504, 1979
- 24) 嘉永4年「市場出入済口証文」『児玉町史』近世資料編, p.490, 1990
- 25) 元禄7年「水内郡笹平村市場出入和談証文」『長野県史』近世史料編, 第七巻(二)北信地方, p.340, 1981
- 26) 『会津高田町史』第3巻, 近世(資料編・), 1995
- 27) 寛保元年 伊能康之助文書『千葉県史料』近世篇, 下総国, 上, p.100, 1958
- 28) 安藤精一「近世在方商業の研究」吉川弘文館, 1959, 山口徹「幕藩制市場の再編と商品生産」『講座日本歴史6 近世2』(歴史学研究会・日本史学会編)東京大学出版会, 1985, 他
- 29) 菊地利夫「城下町小売商業の盛衰 水戸・川越の場合」『日本城郭叢書12・日本城下町の地域構造』(矢守一彦編)名著出版, 1987
- 30) 松本四郎『日本近世都市論』, 東京大学出版会, 1983
- 31) 宝暦12年「在町商物一件留」『長野県史』近世史料編, 第一巻(二)東信地方, p.229, 1972
- 32) 文政6年「振売文書」『高遠市史』上巻, 歴史二, p.199, 1983
- 33) 年代不詳「乍恐以口上書奉願上候」(更埴市松木有家文書)
- 34) 『三条市史』上巻, p.587~590, 1983
- 35) 嘉永6年「商稼ニ付御請一札」『三条市史資料編』第四巻, 近世二, p.269, 1980
- 36) 『会津高田町史』第三巻, 近世, 資料編2, p.572, 1995
- 37) 小林計一郎『長野市史考』吉川弘文館, 1969
- 38) 「家別絵図」に記載された名を, 文久3(1863)年の人別帳「文久三年癸亥歳十月 當村御高所持人別帳」(岡沢俊雄家文書/長野市立博物館所蔵)と照合した結果, 百姓名のはほぼ全てが一致した。
- 39) 敷地割は, 明治期の地籍図(「信濃國更級郡原村地順番地圖」(大久保尚志家所蔵)を基に現行の都市計画図(1/2500)に比定した。ただし, 「家別絵図」からは敷地内での家屋配置は確定できないので, 現状の家屋配置を基準とした。なお, 街道の道幅は約4mで, 現状と等しい。